

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：防災費 目：防災総務費

事業名 火山防災対策事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部防災課 山岳遭難・火山対策係 電話番号：058-272-1111(内2837)

E-mail：c11115@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,135 千円 (前年度予算額：0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,135	0	0	0	0	0	0	0	1,135
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

平成26年9月の御嶽山噴火後、同年11月に設置された「岐阜県火山防災対策検討会議」において、御嶽山噴火を踏まえた緊急に取り組むべき火山防災対策の一つとして、登山者等の安全確保の観点から退避壕等の安全確保施設やヘルメット等の整備を促進していく必要があるとの意見が出された。

火山噴火においては、その被害が広範囲にわたるとともに、救助活動も大規模なものとなるため、一つの市町村のみでの対応は不可能であること、また令和4年においては、御嶽山(R4.2.23～R4.6.23)、焼岳(R4.5.24～R4.7.12)がレベル2に引き上げられたことで、県民の関心も高いことから、市町村が実施する火山防災対策に対し、県が積極的に支援し、これらの対策を早期に実施していく必要がある。

(2) 事業内容

噴火時において、住民のみならず、登山者及び観光客に対する避難誘導や避難所運営を担うべき市町村があらかじめ実施する火山防災対策に対し、財政的支援を行う。

- ・ 支援項目 火山防災対策にかかる施設等の整備（退避壕及び退避舎の整備、登山道の整備、登山道等への啓発用看板の設置など）
- ・ 補助率 1/2

(3) 県負担・補助率の考え方

県内火山を訪問する登山者及び観光客の生命を守ることは、県及び該当市町村の責務であり、両者が密接に連携した対策が不可欠である。

御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策については、県と市町村が役割を分担し、速やかに対策を実施していく必要があるため、市町村が実施する対策については、県が応分の負担をすることとし、1/2以内の補助率とする。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,135	市町村補助金
合計	1,135	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置付け

戦後最悪の人的被害をもたらした平成26年9月の御嶽山噴火を受け、同年11月に設置された「岐阜県火山防災対策検討会議」において、緊急に取り組むべき対策の検討を行い、平成27年1月に「御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策」として取りまとめ、これをもとに火山防災対策を推進している。

(1) 国・他県の状況

国（消防庁）：消防防災施設整備費補助金（避難施設設置）

長野県（御嶽・焼岳）：火山避難施設整備支援補助金（避難施設設置）

(2) 後年度の財政負担

なし

(3) 事業主体及びその妥当性

火山災害に対する防災体制は、他の災害と同様に、「災害対策基本法」に基づき整備されている。火山周辺の市町村においては、それぞれの地域防災計画において定められており、火山噴火が発生した場合には、市町村は災害対策本部を設置し、あらかじめ策定した防災計画に基づき応急対策を実施することから、市町村は本事業の実施主体として妥当である。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金
補助事業者 (団体)	県内市町村 (理由) 火山噴火が発生した場合には、市町村は災害対策本部を設置し、あらかじめ策定した防災計画に基づき応急対策を実施することから、市町村は本事業の実施主体として妥当
補助事業の概要	(目的) 県内の火山防災対策の推進 (内容) 退避壕及び退避舎の整備、登山道等への啓発用看板設置など
補助率・補助単価等	定額・定率・その他 (例: 人件費相当額) (内容) 1/2以内の補助率 (理由) 県と市町村が役割を分担し、速やかに対策を実施していく必要があるため、市町村が実施する対策については、県が応分の負担
補助効果	県内の火山防災対策の推進
終期の設定	終期令和5年度 (理由) 御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策を実施するための事業であり、一定期間が経過した時点で対応を検討する。

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか 市町村が実施する火山防災対策を促進することが目的であり、数値目標を設定することは困難である。</p>

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

補助金交付実績 (単位: 千円)	R元年度	R2年度	R3年度
	3,817	550	275

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容と成果を記載してください。 郡上市：白山での救助活動で使用するため、郡上市消防本部山間地救助隊員の個人装備品の整備を行い噴火時の捜索・救助体制を整えた。
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 高山市：噴火警戒レベル等の登山者等に知らせるための情報掲示板と情報掲示板に張替可能な規制周知のマグネットシートの整備を行った。令和4年の御嶽山、焼岳の噴火警戒レベル引上げ時に活用された。
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %
令和4年度	なし
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない 	
(評価) 3	<p>突発的な噴火により戦後最悪の人的被害が発生した御嶽山噴火では、火山余予知の難しさが鮮明となった。そのため、万一の噴火に備えて効果的な火山防災対策を検討し、早期に実施していく必要がある。</p> <p>また、平成27年7月に改正された「活動火山対策特別措置法」により、火山災害警戒地域に対し火山防災協議会の設置が義務付けられ、火山現象の状況に応じた具体的な避難計画などの警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うこととされており、県もその構成員として積極的に関与していく必要がある。</p> <p>なお、令和4年2月には御嶽山、5月には焼岳の噴火警戒レベルが2に引き上げられたことから、自治体の火山防災に関して県民の関心が非常に高いと考えられる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満) 	
(評価) 2	<p>周知看板やヘルメット等の整備は着実に実施しているが、退避壕等の安全確保施設については、国が平成27年12月に作成・公表した手引きに基づき市町村が検討している段階であるため、当該補助金の活用及び県も参加している火山防災協議会での協議により設置を後押しする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている 	
(評価) 1	<p>火山防災協議会や岐阜県火山防災対策検討会議における検討結果に基づき、必要な事業を実施している。</p>

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

平成26年9月の御嶽山噴火のような突発的な火山災害の発生も懸念されることから、県内の活火山における火山防災対策を実施するとともに、市町村や隣県をはじめ関係機関と密接に連携し、県の火山防災体制を一層強化していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

県内の4つの活火山（御嶽山、焼岳、乗鞍岳、白山）については、平成26年9月の御嶽山噴火のように突発的な火山災害の発生も懸念されることから、市町村が地域防災計画に基づき実施する火山防災対策については、着実に実施するためにも本事業は継続が必要である。

特に令和4年は御嶽山、焼岳の噴火警戒レベルの引上げ（1→2）があり、県民の関心も高いことから、県からも火山防災協議会を通し、本事業を活用した退避壕等の整備などにより登山者等の安全を高める施策の実施を市町村に求めていく。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

近年、県内における山岳遭難事故が増加傾向にあり、また、御嶽山噴火により登山届の重要性が指摘されていることから、安全登山に関する広報啓発活動、登山者指導等を県自ら推進することで山岳遭難事故防止を図るとともに、「岐阜県山岳遭難防止条例」の周知徹底を実施していく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標	
					(R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

山岳遭難防止活動及び遭難者の救助活動に寄与することが目的であるため、目標を設定することは困難である。

(これまでの取組内容と成果)

令和3年度	<p>(1) 北アルプス三県(長野県、富山県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none">○ 第1回会議 令和4年11月 会議開催(新型コロナウイルス感染症によりWEB会議) <p>(2) 白山二県(石川県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none">○ 第1回会議 令和4年11月 会議開催(新型コロナウイルス感染症によりWEB会議) <p>(3) 令和4年度の広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none">○夏山フェスタでの活動結果 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止○提出指導<ul style="list-style-type: none">・岐阜県高山市高山市丹生川町 豊平バスセンター前 令和4年7月1日・岐阜県高山市奥飛騨温泉郷 新穂高登山指導センター前 令和4年4月29日、8月11日、12月28日・岐阜県大野郡白川村 平瀬登山口 令和4年6月24日・岐阜県下呂市小坂町 小坂口登山口 令和4年7月17日
-------	--

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	以前から続く登山ブームにより、県内における山岳遭難事故件数は依然として多く、また、御嶽山噴火により、万が一遭難した場合の安否確認及び捜索救助に向けた登山届の重要性が全国的に再認識されていることから、山岳遭難事故防止対策を県自ら推進し、「岐阜県山岳遭難防止条例」の広く周知徹底を図っていくことは、重要な事業である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 3	条例制定とともに安全登山及び登山届提出に関して広報啓発活動を実施した結果、登山届の提出者数(H30)は条例制定前(H25)に比べ約5割増加している。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	より効果のある広報のため、関係県との合同によるWEB会議形式を活用する等広報活動実施方法の見直しを図った。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 山岳遭難事故件数は、依然として高い水準にあり、より効果的な遭難防止対策について検討をしていく必要がある。また、山岳遭難者の約7割(令和元年度)が県外居住者であることから、県外を意識した啓発活動が必要である。 平成28年12月から、「岐阜県山岳遭難防止条例」の罰則規定が適用され、更なる周知徹底を図っていく必要がある。 登山者は県境を意識することなく登山することから、近隣県と連携した対応が不可欠であり、継続した協議・調整を実施していく必要がある。	
---	--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 近年、登山知識の不足による遭難事故が増加しており、遭難者の多くを県外居住者が占めているため、「県外居住登山者への啓発活動」を中心に事業を行う。 また、条例の適正な運用に取り組む。	
---	--